

令和8年度 足立区地域防犯活動助成金の交付申請について

■助成金の交付団体について

- 区内町会、自治会、商店街、青少年団体、学校関係者等の地域住民によって結成される団体であること。
- 月に2回以上、継続して防犯パトロールを実施すること。

■助成金の交付対象となる物品について

- 電飾ベスト、ジャンパー、帽子、拡声メガホン、懐中電灯、のぼり旗、防犯チラシなど。
- ※ 詳しくは助成金交付要綱をご覧ください。

■補助金額について

- 構成員が20人以上のときは限度額10万円。
 - 構成員が10人以上20人未満のときは限度額8万円。
 - 構成員が5人以上10人未満のときは限度額6万円。
- ※ いずれも1,000円未満の端数は切り捨て。

■申請における注意事項について

- 年度内に行える申請は1団体につき1回のみです。
- 令和8年4月以降に購入したものが対象です。既に購入した物品等は助成の対象になりません。
- 5年以内に助成を受けた物品は再度交付できません。
ただし、劣化などにより買い替えが必要なものなどについては再度助成できる場合がありますので、お問い合わせください。



申請期限 6月1日(月)から11月30日(月)まで

- ※ 先着順に受付し、申請期間に関わらず、予算に到達次第終了します。
- ※ 令和9年2月末までに報告書の提出ができる見込みであること。

【提出先】 危機管理課 窓口(区役所南館7階)

- ※ 郵送される場合は、下記の担当を明記してください。

手続きの詳細については裏面をご覧ください。

「美しいまち」は「安全なまち」



<申込み・問い合わせ>

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

足立区役所 危機管理課 防犯活動支援係

Tel.3880-5435(直通)

■手続きの流れ

1 業者への申請【申請者】

購入する業者を選定し、見積書を作成してもらう。



2 区への申請【申請者】

必要書類を揃えて区に申請を行う。

申請に必要な書類

①～③の申請書類は、危機管理課の窓口または区ホームページからダウンロードしてください。

- | | | |
|------------------------------------------------------------------------|---|----------------------|
| ① 助成金交付申請書（第1号様式） | } | 記入例を参考に
作成してください。 |
| ② 団体概要書（第1号様式添付資料） | | |
| ③ 活動計画書（第1号様式添付資料） | | |
| ④ 見積書等の購入予定の物品名、個数、規格等が明記されている書類の写し
※見積り内容と「①助成金交付申請書」の所要経費が合致すること。 | | |



3 交付の決定【区】

提出された申請書類を危機管理課で審査のうえ、交付額を決定します。



4 物品等の購入【申請者】

交付決定通知書の交付後に、物品等を購入してください。



5 購入後の報告【申請者】

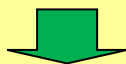
物品等の購入後、所定の様式「収支決算報告書」を提出してください。

〔添付書類〕領収書(写)、購入物品等が分かる活動中の写真など



6 助成金額の確定【区】

収支決算報告書により、助成額を確定し、申請者に通知します。



7 助成金の請求【申請者】

区から送付する請求書により速やかに請求してください。



8 助成金の支払い【区】

請求書提出後、指定の口座に助成金を振り込みます。

※ 助成金の交付は、物品購入後となりますのでご注意ください。

